

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 27 年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、三酸化二アンチモン等 5 物質についてリスク評価を行い、今般その報告書を取りまとめたところです。

本報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

また、検討会報告書の概要を別添として添付するとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093673.html>) に掲載していますのでお知らせします。

記

1 詳細リスク評価を行った物質について

(1) 作業工程に共通して高いリスクが確認された物質について

- ① 三酸化二アンチモンについては、詳細リスク評価の結果、当該物質の計量、投入、袋詰め及び炉作業等において、作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク(以下単に「リスク」という。)が高いことが認められた。このため、今後予定している労働者の健康障害防止措置に係る検討結果を待たず、速やかに労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。
- ② 酸化チタン(ナノ粒子)については、当該物質を製造している事業場における充填又は袋詰めの作業において、作業工程に共通してリスクが高いことが確認されたことから、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの

低減に取り組むこと。

なお、今後は、現在リスク評価を行っている酸化チタン（ナノ粒子以外）の評価結果と併せて、両者の整合を図り、粒子の大きさと労働者の健康障害のリスクの関係を踏まえた健康障害防止措置等に係る検討を行うこととしていること。

- (2) 一部の事業場で高いリスクが認められたものの作業工程に共通のリスクとは認められず、事業場での適切な管理が必要とされた物質について

グルタルアルデヒドについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが認められたものの、ばく露要因を解析したところ、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通のリスクとは認められなかった。しかしながら、当該物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、自主的なリスクの低減に取り組むこと。

2 初期リスク評価を行った物質について

- (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

塩化アリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしているが、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

- (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

クメンについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされているためリスクは低いことが確認された。ただし、当該物質は有害性の高い物質であることから、法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。

基安発 1013 第 2 号
平成 27 年 10 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 27 年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

「化学物質のリスク評価検討会」において、平成 27 年度リスク評価対象物質である、三酸化二アンチモン、酸化チタン（ナノ粒子）、クメン、グルタルアルデヒド及び塩化アリルの 5 物質についてリスク評価（詳細リスク評価又は初期リスク評価）を行い、その報告書が取りまとめられたところである。

ついては、この報告書の内容を踏まえ、下記のとおり、関係事業者等に対し指導されたい。

併せて、別添 1 により別紙の関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知等を要請しているので了知されたい。

なお、上記の検討会報告書の概要及び今後の対応を別添 2 として添付しているが、報告書全文（本文及び別冊）は厚生労働省のウェブサイト（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093673.html>）（化学物質のリスク評価検討会（第 1 回））に掲載しているので、併せて了知されたい。

記

1 詳細リスク評価を行った物質について

（1）作業工程に共通して高いリスクが確認された物質について

- ① 三酸化二アンチモンについては、詳細リスク評価の結果、当該物質の計量、投入、袋詰め及び炉作業等、当該物質を製造し、又は取り扱う作業において、作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められた。このため、今後予定している労働者の健康障害防止措置に係る検討結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導

の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

- ② 酸化チタン（ナノ粒子）については、当該物質を製造している事業場における充填又は袋詰め作業において、作業工程に共通してリスクが高いことが確認されたことから、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

なお、今後は、現在リスク評価を行っている酸化チタン（ナノ粒子以外）の評価結果と併せて、両者の整合を図り、粒子の大きさと労働者の健康障害のリスクの関係を踏まえた健康障害防止措置等に係る検討を行うこととしているので了知されたい。

- (2) 一部の事業場で高いリスクが認められたものの作業工程に共通のリスクとは認められず、事業場での適切な管理が必要とされた物質について

グルタルアルデヒドについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが認められたものの、ばく露要因を解析したところ、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通のリスクとは認められなかった。しかしながら、当該物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、自主的なリスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導すること。

また、ばく露実態調査で高いリスクが認められた事業場については、当該物質の適切な管理を指導すること。

2 初期リスク評価を行った物質について

- (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

塩化アリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしているが、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導の徹底を図ること。

その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

(2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

クメンについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされている場合、リスクは低いことが確認された。ただし、当該物質は有害性の高い物質であることから、法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条及び第 594 条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進するよう、労働局等は関係事業者等に対し指導すること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

(別添)

化学物質のリスク評価検討会報告書(平成 27 年度 第 1 回)の 概要及び今後の対応

1 リスク評価物質

「ヒトに対して発がん性の可能性がある」又は「神経毒性又は生殖毒性がある」とされている次の物質

(1) 初期リスク評価 (2 物質)

○塩化アリル

○クメン

(2) 詳細リスク評価 (3 物質)

○三酸化ニアンチモン

○酸化チタン (ナノ粒子)

○グルタルアルデヒド

2 リスク評価の手法

リスク評価は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から行われる。

(1) 「有害性の評価」は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値(「評価値」)を設定する。

(2) 「ばく露の評価」は、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づく報告)の提出があった事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果からばく露濃度を算出する。

(3) 有害性の評価から得られた「評価値」と、ばく露の評価から得られた「ばく露濃度」を比較することにより、労働者の健康障害の生じるリスクの高低を判定する。

3 リスク評価の結果及び今後の対応

5物質についてリスク評価を行ったところ、下記のような評価結果となった。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○塩化アリル	一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行うとともに、今後、詳細リスク評価を実施する。
○クメン	ばく露の測定結果から、リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。
○三酸化ニアンチモン	製造・取扱いの業務を行う事業場で、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクが高いものと考えられることから、制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきである。	化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会において、具体的な措置を検討するとともに、関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○酸化チタン (ナノ粒子)	今後、現在リスク評価を行っている酸化チタン(ナノ粒子以外)の評価結果と併せて、両者の整合を図り、粒子の大きさと労働者の健康障害リスクの関係を踏まえた対応の検討を行う。	関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行うとともに、今後、ナノ粒子以外のものを含めたリスク評価を着実に実施する。
○グルタルアルデヒド	製造・取扱いを行う事業場の一部の作業でばく露が高い状況が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。適切な管理が行われない場合には比較的高いばく露が見られるため、国は関係事業者に対し自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。

<添付資料>

- 別紙1 リスク評価物質(5物質)に関する情報
- 別紙2 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿及び開催経緯

(別紙1) リスク評価物質(5物質)に関する情報

物質名 (CAS No)	有害性情報 (発がん性評価、その他の有害性、 許容濃度等)	用途の例
塩化アリル (107-05-1)	<発がん性評価> ○IARC: 3 (ヒトに対する発がん性については分類できない) ○ACGIH: A3 (動物発がん性が確認され、ヒトとの関連が不明な物質) ○EU CLP: Carc, Cat. 2 <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA: 1 ppm (3 mg/m³) (1963 年) ○NIOSH: TWA 1 ppm (3 mg/m³)	エピクロロヒドリン、アリルエーテル、アリルアミン、ジアリルフタレートなどのアリル誘導体化合物、除草剤、殺虫剤などの農業原料、鎮静剤、麻酔剤などの医薬原料、香料原料、その他有機合成原料
クメン (98-82-8)	<発がん性評価> ○IARC: 2B (ヒトに対する発がんの可能性はある) <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA: 50 ppm (246 mg/m³) (1999 年)	有機合成(石炭酸・アセトンの製造)、航空ガソリンに混用、過酸化化物、酸化促進剤などの原料
三酸化ニアンチモン (1309-64-4)	<発がん性評価> ○IARC: 2B (ヒトに対する発がんの可能性はある) <許容濃度等> ○日本産業衛生学会: 0.1mg/m³ as Sb (アンチモン及びその化合物、スチビンを除く、2013 年) ○ACGIH TLV-TWA: 0.5 mg/m³ as Sb (アンチモン及びその化合物、1979 年)	各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、 [○] 塗料などの難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合繊触媒、顔料
酸化チタン (ナノ粒子) (酸化チタン: 13463-67-7 ルチル型: 1317-80-2 アナターゼ型: 1317-70-0)	<発がん性評価> ○IARC: 2B (ヒトに対する発がんの可能性はある) ○ACGIH: A4 (ヒト発がん性について分類できない物質) <許容濃度等> ○日本産業衛生学会: 0.3 mg/m³ (2013 年) ○ACGIH TLV-TWA: 10 mg/m³ (1992 年) (酸化チタン (IV) 全体を対象としており、ナノ粒子には限らない。発がん性評価も同じ。)	(ルチル型) 化粧品、塗料、トナー外添剤、ゴム充填剤、反射防止膜 (アナターゼ型) 光触媒、工業用触媒担体塗料

グルタルアルデヒド (111-30-8)	<発がん性評価> ○IARC：情報なし <その他の主な有害性> 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 中枢神経（GHS 区分1） <許容濃度等> ○ACGIH TLV-Ceiling：0.05 ppm (1999 年) ○日本産業衛生学会 0.03 ppm（最大 許容濃度）(2006 年)	電子顕微鏡用試薬、2%水溶液で 低温滅菌剤、架橋剤、なめし剤、 一部のX線現像液の硬化剤、金 属細工液、殺生物剤、スライム 剤、織物柔軟剤、防腐剤、生物 学的標本の固定剤、生体移植材 料の安定剤、ノーカーボン紙、 化粧品、衛生用品にも使用。発 汗抑制剤、動物舎や通風ダクト の消毒薬、皮膚疾患の治療
-------------------------	---	--

IARC（国際がん研究機関）の発がん性分類

- 1 : ヒトに対して発がん性がある
- 2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある
- 2B : ヒトに対する発がんの可能性がある

日本産業衛生学会の発がん性分類

- 1 : ヒトに対して発がん性があると判断できる物質
- 2 : ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質
- 2A : 2のうち証拠が比較的十分な物質で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である。
- 2B : 2のうち証拠が比較的十分でない物質で、疫学研究からの証拠が限定的であり、動物実験からの証拠が十分でない。または、疫学研究からの証拠はないが、動物実験からの証拠が十分である。

ACGIH：米国産業衛生専門家会議

- TLV-TWA : 1日8時間、1週40時間の正規の労働時間中の時間加重平均濃度（連日繰り返しばく露されても大多数の労働者が健康に悪影響を受けないと考えられる濃度）
- TLV-Ceiling : 上限値（たとえ瞬間的にでも超えてはならないピーク濃度）

(別紙2) 検討会参集者名簿及び開催経緯

1 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿

- | | |
|---------------------|--|
| うちやま いわお
内山 巖雄 | ○ 京都大学名誉教授 |
| え ま まこと
江馬 真 | ● 国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員 |
| えんどう ようこ
園藤 陽子 | ○ 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒センター長 |
| おおまえ かずゆき
大前 和幸 | ● 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授 |
| おじま じゅん
小嶋 純 | ○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ上
席研究員 |
| しみず ひですけ
清水 英佑 | ● 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長 |
| たかた あやこ
高田 礼子 | ● 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授 |
| たかや みつとし
鷹屋 光俊 | ○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ
上席研究員 |
| ちば かん
千葉 寛 | ● 千葉大学大学院薬学研究院遺伝子薬物学講座教授 |
| つだ ひろゆき
津田 洋幸 | ● 名古屋市立大学特任教授 |
| ◎ なごや としお
名古屋 俊士 | ○ 早稲田大学理工学術院教授 |
| にしかわ あきよし
西川 秋佳 | ● 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長 |
| はない そうすけ
花井 莊輔 | ○ 花井リスク研究所 所長 |
| はら くにお
原 邦夫 | ○ 帝京大学大学院公衆衛生研究科教授 |
| みやがわ むねゆき
宮川 宗之 | ● 帝京大学医療技術学部教授 |

(50 音順、敬称略、◎は座長)

(●：有害性評価小検討会参集者、○：ばく露評価小検討会参集者)

2 リスク評価関係検討会の開催経過（今回の評価物質に関する検討会）

有害性評価小検討会

平成 26 年度第 1 回有害性評価小検討会 平成 26 年 5 月 8 日（木）

平成 27 年度第 1 回有害性評価小検討会 平成 26 年 5 月 28 日（木）

ばく露評価小検討会

平成 26 年度第 3 回ばく露評価小検討会 平成 26 年 5 月 20 日（火）

平成 27 年度第 2 回ばく露評価小検討会 平成 27 年 6 月 8 日（月）

化学物質のリスク評価検討会

平成 27 年度第 1 回化学物質のリスク評価検討会 平成 27 年 6 月 19 日（金）